

書面・押印・対面手続の見直し に向けた取組について

令和2年6月9日
内閣府 規制改革推進室

1. これまでの経緯①（政府関係の動き）

○ 令和2年4月22日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）・官民データ活用推進戦略会議合同会議【総理発言】

様々な行政手続のデジタル化も、一層加速してください。国や地方公共団体の窓口に行列が生まれ、感染リスクが高まるような状況は、絶対に避けなければなりません。IT本部が中心となって、従来のデジタル・ガバメント実行計画を見直し、全ての行政手続について、デジタル化の前倒しなどを至急検討してください。

さらに、民間の経済活動についても、紙や押印を前提とした業務慣行を改め、オンラインで完結することが原則となるよう、民事ルールも含め、国の制度面で見直すべき点がないか、全面的な点検を行ってください。

○ 令和2年4月24日 「新型コロナ対応を機に加速すべきデジタル規制改革緊急提言」の実現に向けて【自由民主党行政改革推進本部規制改革チーム座長小林史明】

自民党行政改革推進本部は、4月6日、安倍総理に対し、対面原則・書面原則・押印原則など、感染症の拡大防止のために協力しようとする国民・企業の活動（テレワーク等）を妨げかねない、法令関係の政省令や要請事項の徹底的な点検・見直しを実施するとともに、経済界と連携して民間同士の商習慣の見直しにも取り組むべきことを提言した。Society5.0時代を見据え、他の手段で代替可能な書面手続等は恒久的に廃止・見直すことが望ましいが、実際に負担軽減が行われることが優先されるため、臨時緊急の措置でも構わない。

○ 令和2年4月27日 経済財政諮問会議【総理発言】

本日の有識者議員の皆様の提言を踏まえ、関係府省において、早急に必要な見直しを行っていただきたいと思います。特に、テレワークの推進に向けて、押印や書面提出等の制度・慣行の見直しについて、緊急の対応措置を規制改革推進会議で早急に方針を取りまとめ、IT総合戦略本部と連携しつつ、着手できるものから順次実行していただきたいと思います。

1. これまでの経緯②（規制改革推進会議の動き）

- 令和2年4月22日 規制改革推進室より、経済四団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟）に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、緊急に取り組むべき対面手続や書面手続（押印を含む）を求める規制・制度などの見直しについての要望提出（4月30日提出）を依頼
- 令和2年4月28日 第5回規制改革推進会議において、経済四団体からの要望を踏まえ、「書面規制、押印、対面規制」について、見直しに向けた考え方を議論
- 令和2年5月1日 規制改革推進室より、規制改革推進会議での議論を踏まえ、関係省庁に対して、経済四団体からの各要望に対する回答を要請
- 令和2年5月18日 経済四団体からの要望に対する関係省庁の回答を公表
第6回規制改革推進会議において、経済四団体からの要望への対応方針について議論（※参考資料1）。大きく行政手続と民間の手続に分けて議論を行っていくこととなった。
- 令和2年5月22日 規制改革推進室より、規制改革推進会議での議論を踏まえ、関係省庁に対して、経済四団体からの要望のうち行政手続に関するものについて、見直し基準に基づき、再検討を要請
- 令和2年5月22日 第11回成長戦略WGにおいて、民間の手続の中でも要望が多かった不動産関連手続、金融関連手続、会社法関係手続について議論。金融関連手続については、金融庁と金融業界で協力して検討会を立ち上げ、議論を進めていくべきとなった。
- 令和2年5月25日 経済四団体及び関係省庁でテレワーク推進に向けた経済団体及び関係省庁連絡協議会（※）を立ち上げ、官民で連携し、「書面、押印、対面」の原則を見直していくことについて議論
（※）経済団体：日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟
関係省庁：内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣官房 経済再生総合事務局
総務省、法務省、経済産業省、内閣府 規制改革推進室
- 令和2年6月5日 経済四団体からの行政手続に関する要望について、関係省庁の再検討結果を公表
第10回デジタルガバメントWGにおいて、経済四団体からの行政手続に関する要望についての関係省庁の再検討結果・今後の対応方針について議論（※参考資料2）

2. 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済活動の継続による社会基盤の維持を両立させるため、社会全体で「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行を見直し、在宅勤務を積極的に推進することが求められている。

また、アフターコロナにおける一層の生産性向上を目指すため、デジタル技術を積極活用することで、時代の要請に即した行政手続・仕事のやり方を再構築していくことが必要。

よって、官民一丸となって、以下の取組を推進する必要があるのではないか。

(1) 行政手続の見直し

- ① 「書面、押印、対面」を求める行政手続について、新型コロナウイルス感染症対策として、必要な緊急の見直しを実施し、事業者等に周知。
- ② アフターコロナにおいても、「書面、押印、対面」を求める全ての手続について、制度的な見直しを強力に推進し、デジタルガバメントの早期実現を図る。

<具体的な取組項目>

- ① 社会保険・労働関係（健康保険、雇用保険等及び労働基準、労働安全等の各種申請・届出）
- ② 各種証明書（就労証明書、在職証明書等）
- ③ 安全規制（施設等の点検・検査・責任者等について届出等）
- ④ 業法（営業についての許認可・変更申請・各種届出等）
- ⑤ 国税・地方税
- ⑥ 補助金・交付金（交付申請、変更申請、交付、実績報告、成果報告等）
- ⑦ 統計・調査
- ⑧ 会計、人事関係書面等（契約書、領収書、見積書、承諾書、決裁等）
- ⑨ 地方公共団体の手続等

(2) 民間の商慣行等による手続に関するもの

- ① 社内における手続（例：稟議、出退勤管理簿等）、他社に求める手続（例：契約書、見積書、請求書、領収書等）双方において、書面、押印、対面による仕事のやり方を見直すため、官民が連携して取組を進める。
- ② 民間の手続で特に要望が多かった分野については、法令上の制度見直しも含め、重点的に取組を求める。
 - (i) 不動産関係（売買時の重要事項説明書の書面交付等）
 - (ii) 金融関係（口座開廃、融資、振込等の手続）
 - (iii) 会社法等一般法関係（取締役会議事録の取締役押印、単体財務書類のウェブ開示等）
- ③ 電子署名については、デジタル時代の有効な手段として、その利用が適した場面における利用拡大に向けて、周知徹底を図る。他方で、電子署名ではクラウド技術を活用した電子署名の取扱いが不明確であるなど使い勝手改善の余地があり、早急の見直しが必要。

3. 経済界からの金融業界に対する要望例

- **口座開設や改廃、融資等の書類に必要な押印の不要化・電子化**
要望の声の例) 口座開設や融資などの書類も押印が必要となっている。
- **金融機関における振込等の電子化**
要望の声の例) FAXによる紙の送受信とともに、事前届出印が必要となっており、電子化してほしい。
- **日本資金決済業協会あて届出**
要望の声の例) 商号、本店、代表者又は実務責任者の変更等において日本資金決済業協会への届出が必要とされている。
- **金融機関への福利厚生制度・年金資産に関する申請手続の電子化**
要望の声の例) 福利厚生制度（持株会、財形貯蓄、ローン）に関する金融機関への各種手続（新規申込、解約、変更等）、及び年金資産の委託運用機関間の移受換手続や年金資産の給付指図書について、現状紙面、押印の対応が必要となっている。

4. 電子契約に関する動向・論点について

- 法務省において、取締役会の議事録への電子署名について、会社法上、いわゆるリモート署名（※）やサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスが有効であるものとし、経済界に周知。（令和2年5月29日）
 - （※）サービス提供事業者のサーバに利用者の署名鍵を設置・保管し、利用者がサーバにリモートでログインした上で自らの署名鍵で当該事業者のサーバ上で電子署名を行うもの
- 法務省において、いわゆるリモート署名やサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスにより電子署名を行った取締役会の議事録が、商業登記を行う際の添付資料として用いられるものとし、HPに掲載する「送信すべき電子証明書の種類」について検証中。
 - ※代表取締役については商業登記電子証明書が必要。また、代表取締役選定決議の場合には、マイナンバーカードの利用が必要。
- いわゆるリモート署名やサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスの、電子署名法における位置付けや、押印を省略・廃止した場合の懸念点に対する考え方について、関係省庁において引き続き、検討中。